

第5回 一般廃棄物最終処分場の候補地選定に係る住民説明会概要

1 日時 令和8年1月24日（土）14:00 ～ 15:40

2 場所 愛島公民館 会議室1・2

3 参加者

(1) 市民28名

(2) 名取市

山田市長、小松生活経済部長、朽木環境共創課長、石川環境共創課長補佐、
小山主事、石川主事

亘理名取共立衛生処理組合業務課 目黒環境衛生係長

株式会社エイト日本技術開発 2名

4 説明事項

(1) これまでの選定経過について

(2) 詳細調査の結果について

(3) 候補予定区域の絞り込みについて

<質疑応答（要約）>

（1）最終処分場の概要、選定過程などに関する質疑

Q 1 気仙沼市の最終処分場へ見学に行ったが、その規模に近い候補地は、No. 1・No. 2・No. 5のどれが該当するのか。

A 1 気仙沼市の最終処分場は埋立て容量が9万 m^3 であり、絞り込んだ3箇所の候補地はいずれも約10万 m^3 と同規模であるため、同程度の規模と認識いただいて差し支えない。

Q 2 住民としては、下水道放流せずに循環無放流の方式を進めていただきたい。

A 2 下水道放流についても、放流基準を満たすまで適切に浄化したうえで下水道へ放流するため、安全性は循環無放流と同様と考えていただいて問題ない。

Q 3 浸出水について、たとえ浄化された水であっても、下水道へ放流してほしくないという思いがある。下水道放流と循環無放流では、経済性に違いが生じるのか。

- A 3 散水した水を循環処理して再利用する方法では、処理過程で塩分が濃縮され、その除去・処理に経費が必要となる。そのため、概算維持管理費の評価では、塩を処理する経費が発生しない下水道放流が「◎」、塩処理が必要な循環無放流が「△」となり、両者の評価に差が生じている。
- Q 4 説明において「科学的、専門的」という言葉が出てくるが、設備には経年劣化が避けられないことから、クローズド型であっても安心・安全が保障されるわけではないと思う。
- A 4 科学的な根拠や専門的な知見という説明は、クローズド型の安全性そのものの話しではなく、「選定経過の透明性と公平性を確保するため、候補地選定委員会では、学識経験者や有識者の科学的・専門的知見に基づく助言を受けながら選定を進めてきた」という趣旨を示したものとなる。
- Q 5 遮水シートや散水設備の経年劣化は避けることができないと思う。経年劣化により、浸出水が地下水に浸入し、川や農作物への影響が懸念される。
- A 5 先進地の気仙沼市の最終処分場では、万が一遮水シートに不具合が生じた場合でも、アラームによって即座に異常を把握し、迅速に修繕対応を行えるよう対策を講じている。また、施設の閉鎖後も水管理は継続して実施するため、地域の皆様に安心していただけるよう、丁寧で分かりやすい説明を重ねていきたい。
- Q 6 なぜ今回の評価項目に、愛島地区がごみ処理を担ってきたこれまでの経過について加えることができなかったのか。
- A 6 地域の実情や地権者の意向など、学識経験者や有識者では客観的に把握することが難しい要素については、評価項目に馴染まないことから、今回の評価項目には含めていない。なお、評価項目とはしていないものの、今後1箇所絞り込む際には、地域住民への説明と理解を得ながら、市として検討を進めていきたい。
- Q 7 リスク分散の考えから2市2町の管内で名取市が引き受けたのであれば、名取市内の選定においてもリスク分散の考えから、これまで長期間ごみ処理を行ってきた愛島地区以外で検討すべきではないか。そうでなければダブルスタンダードになってしまうと思う。
- A 7 ごみ処理施設は2市2町で分散して進めていく方向性が決まっており、これを守らなければならない、焼却灰を管外に搬出している状況を何とか改善しなければいけな

いと考えている。市域で最終処分場を建てられる場所は限られることから、市内全域を対象に選定を進めていくしかなかったと考えている。

Q 8 愛島の旧最終処分場の跡地利用について、地域に還元する話だったはずだが、地元には何か意見を出してと言われても、市からの提案もないため、それでは責任ある対応とは言えないと思う。また、新しい処分場の跡地利用についても明確な説明がなく、納得できないと感じている。

A 8 旧最終処分場の跡地利用については、地元の方から自由にご意見をいただき、取りまとめていく考えであったが、今のご意見を踏まえ別の方法で検討させていただく。新最終処分場の跡地利用については、活用例等を示しながら、できるだけ地元の方に将来が見える形で説明をしていきたい。

(2) 市と愛島の市民団体との当時の約束に関する質疑、ご意見

過去に取り交わした文書の「愛島を第一候補地とはしない」という言葉について。「愛島を候補地とはしない」と「愛島を第一候補地とはしない」という言葉のニュアンスの違いはあると思っている。市の顧問弁護士からの回答では、「最終的な候補地とはしないというところまでの法的拘束力はない」との見解が示されている。その上で、これまでの選定において、愛島を第一候補地とはしない形で進めてきた点についてはご理解をいただきたい。

以上が過去の約束の捉え方について、市から回答。以下、市民からの意見等を要約。

Q 1 河北新報の記事に掲載された市長の回答で「当時の市長が書面で回答した約束を反故にするのではなく、前提が変わってきている」とあるが、前提が変わったかどうかは、市が一方的に判断できるものではなく、地域住民の同意を得て初めて前提が変わったと言えるのではないかと思う。

A 1 前提が違っていると回答したことについて、1つ目に、当時はオープン型が主流だったが、技術の進歩もあり、現在ではクローズド型での検討が可能になっている点。2つ目に、浸出水の処理について、公共用水域への放流はせず、下水道放流に加えて循環無放流の方法も検討されている点、この2点により、当時とは前提が変わってきていると考えている。

Q 2 愛島の住民としては、焼却炉と最終処分場を長年にわたって協力してきたので、過去の約束に法的拘束力はないかもしれないが、下増田に造っていただきたい。

- A 2 過去の約束について、前提が違うことや法的拘束力がないことを理由に反故にする、強引に進めるつもりは全くない。市として、科学的な根拠や専門的知見を含めて、丁寧に説明し、ご理解いただけるよう努力していきたい。
- Q 3 過去の約束があるにもかかわらず、市内全域を対象に検討することとなり、愛島が候補地として含まれたことに不信感を感じている。愛島の住民に対して、市内全域を対象に選定を進める旨を事前に説明し理解を得た上で、今回の選定を進めるべきだったと思うし、市長の考えを新聞報道で初めて知ったということはおかしいと思っている。
- A 3 今回の選定を始める前に、愛島地区の住民へ直接の説明は行っていなかったが、最初に10箇所の建設可能エリアを選定した際から、都度住民説明会を開催しており、これまで選定の透明性を持たせながら進めてきたことはご理解いただきたい。

(3) ご意見として承ったもの

- 意見 1 宮城県で実施しているダイオキシン調査結果について、令和5年度の数値は平成12年の13倍になっており、基準値内ではあるが容認されるものではない。旧処分場の閉鎖から23年経った今もリスクを抱えており、その実情を踏まえて愛島を候補地から外して選定いただきたい。
- 意見 2 市のこれまでの進め方が甘かった部分もあり、愛島地区の過去の経緯からすると、ボタンが掛け違ったという思いはある。今回の選定は3箇所の絞り込みまで進んでいるので、その中のどこに造るにしても、施設の安全性等を重視して、建設的で前向きな議論によって前に進めるべきではないかと考える。何事も想定外があるため、リスクを0にする事はできないが、科学的な証明や議論を重ねることでリスクを軽減することは可能だと思う。